

7 運輸安全マネジメント制度の更なる充実・強化に向けて

これまで運輸安全マネジメント評価を実施した事業者の皆様をはじめ関係各位からいただいたご意見、ご要望やこれまで実施した評価を踏まえ、運輸安全マネジメント制度のより更なる充実・強化のため、国土交通省として下記のような取組みを推進していくこととしています。

(1) 運輸安全マネジメント評価の一層の推進

運輸安全マネジメント制度を導入して2年が経過したところですが、本制度は、事業者自らが本制度のコンセプトを理解し、納得し、安全性の向上に向け高い意識を持って積極的に取り組むことで、初めて輸送の安全性の向上が図られるものです。

このため、今後とも、精力的かつ継続的に運輸安全マネジメント評価を実施することとしています。

(2) 小規模事業者への対応

評価対象事業者のうち、現行の安全管理規程に係るガイドラインに沿って安全管理体制の構築・改善の取組みを実施することが困難な小規模事業者については、当該事業者の安全管理体制の構築・改善のあり方等を取りまとめた小規模事業者用ガイドラインを早期に策定し、同ガイドラインに沿って、適切な手法による運輸安全マネジメント評価を実施することとしています。

(3) 安全管理体制の構築・改善に係る取組みに対する事業者支援と制度の定着

これまで実施した評価等を通じて、事業者から国に対し安全管理体制の構築・改善に関する積極的な事業者支援実施の声が多く寄せられています。

このため、国として、事業者、特に、小規模事業者への安全管理体制の構築・改善に関する支援活動を推進するとともに、運輸安全シンポジウム、運輸安全セミナー等の開催等により、今後も引き続き、本制度のコンセプトの浸透・定着に努めていくこととしています。

また、今後より一層の浸透・定着を図るため、積極的に業界団体等による活動を推進していくこととしています。

(4) 評価に係る技量の向上と体制の充実

公正かつ適切な評価の実施は、これらの業務に従事する評価員のインタビュー技法等の力量に委ねられるといっても過言ではありません。

このため、評価員に対して実施している研修等の内容の見直し・改善や新規の教育・訓練の導入等、評価員の評価に関する力量の充実・強化を図っていくこととしています。

また、各地方運輸局等関係職員に対する運輸安全マネジメント研修及び合同評価を引き続き実施するなど、地方運輸局等関係職員の評価に関する技量を向上させるための取組みを推進していくこととしています。

(5) 運輸安全マネジメント制度の更なる充実に向けた施策の推進

事業者の運輸安全マネジメント制度への理解を促進させ、事業者の自律的な安全性や意識の向上を図るとともに、国民に対する運輸安全マネジメント制度の理解の醸成に向け、評価結果等の公表のやり方、内容等について検討し、さらに、運輸安全マネジメント制度自体の効果・有効性の検証・把握に関する検討を進めることとしています。